

交通労働災害防止について

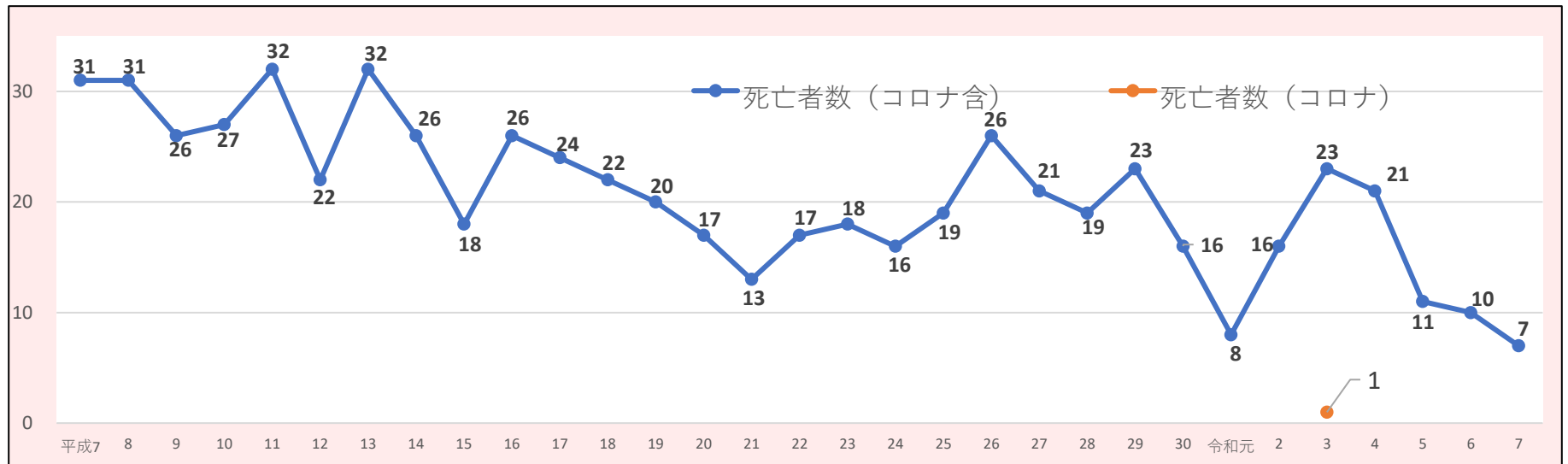
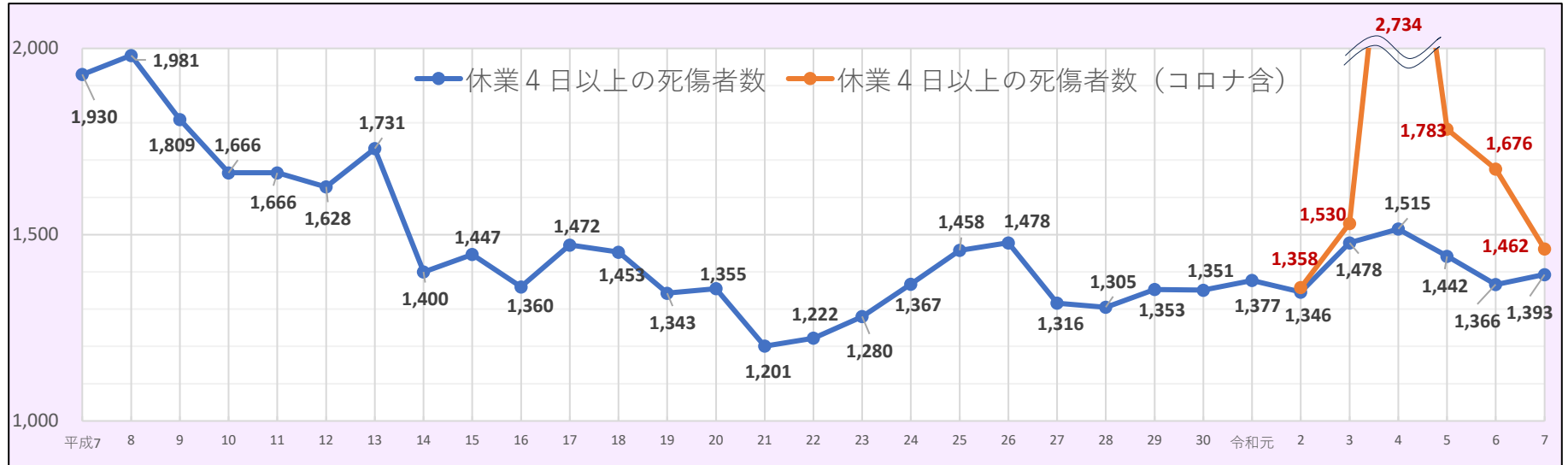


令和8年度安全運転管理者等講習

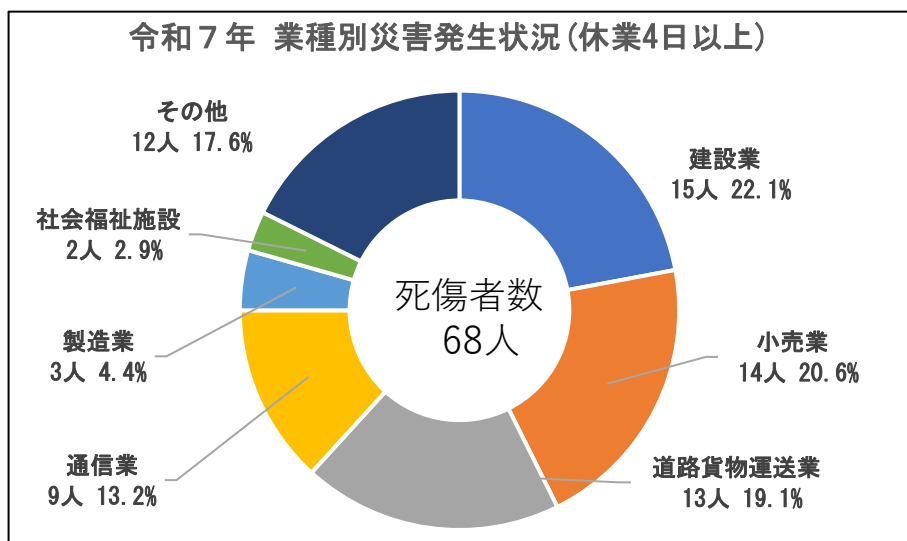
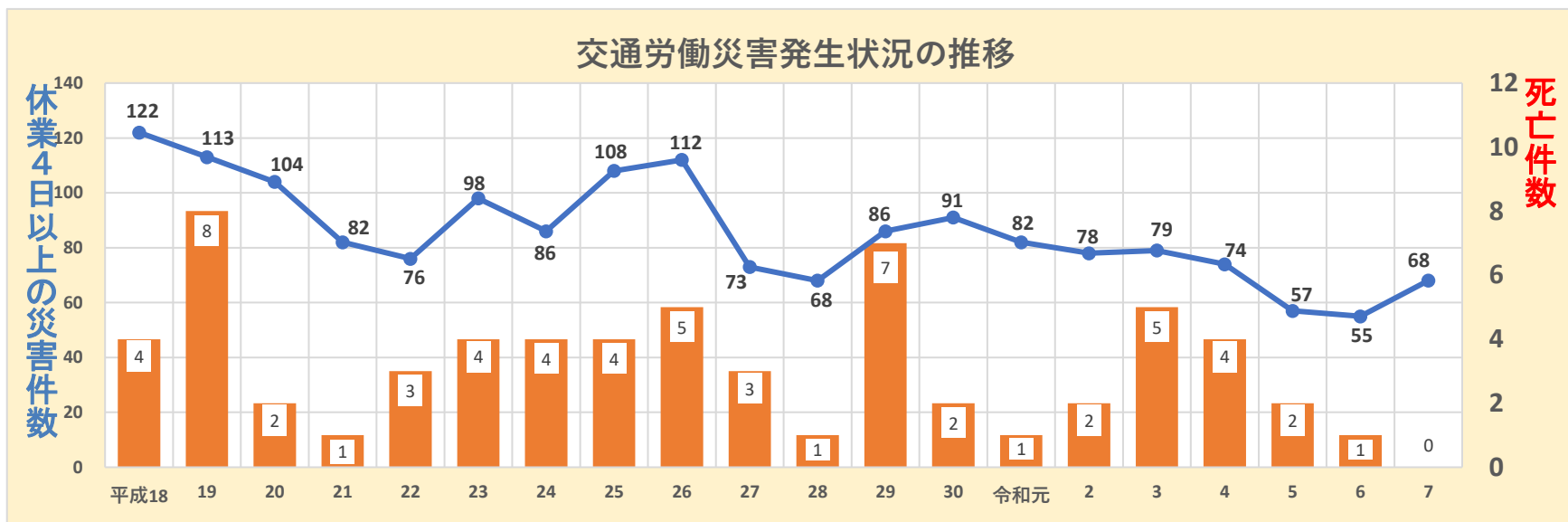
岩 手 労 働 局

岩手県における労働災害発生状況

年別発生状況の推移(全産業)



岩手県における交通労働災害発生状況 1



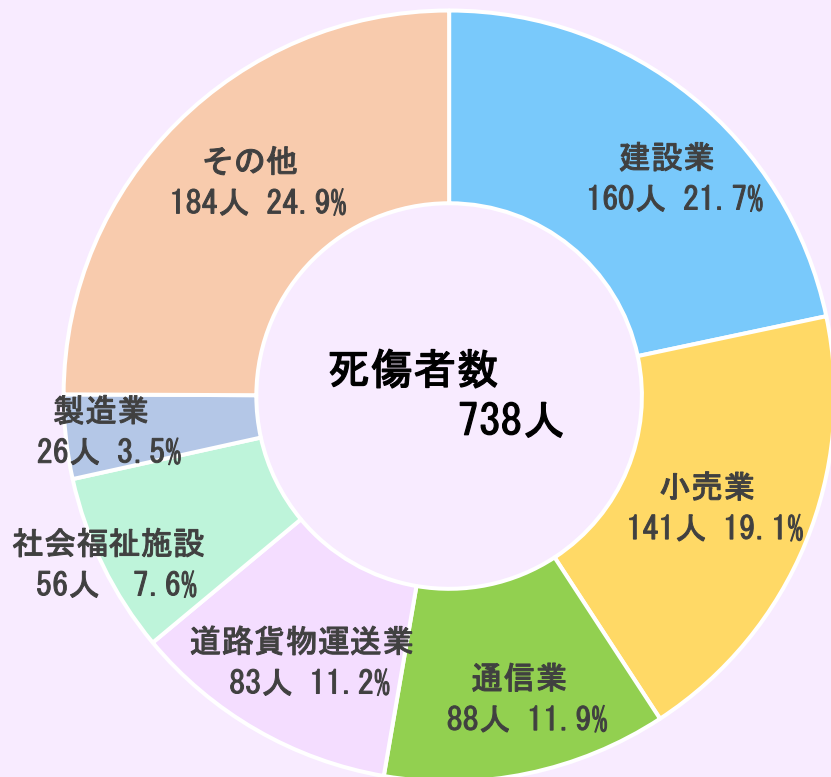
業種ごとの過去10年間の死亡交通労働災害は以下のとおりです。

- 平成28年 「その他事業」1件
- 平成29年 「建設業」3件、「運輸交通業」2件、「商業」1件
「その他事業」1件
- 平成30年 「建設業」2件
- 令和元年 「建設業」1件
- 令和2年 「その他事業」2件
- 令和3年 「建設業」2件、「運輸交通業」1件、「商業」1件
「その他事業」1件
- 令和4年 「運輸交通業」1件、「商業」3件
- 令和5年 「商業」1件、「警備業」1件
- 令和6年 「建設業」1件
- 令和7年 なし

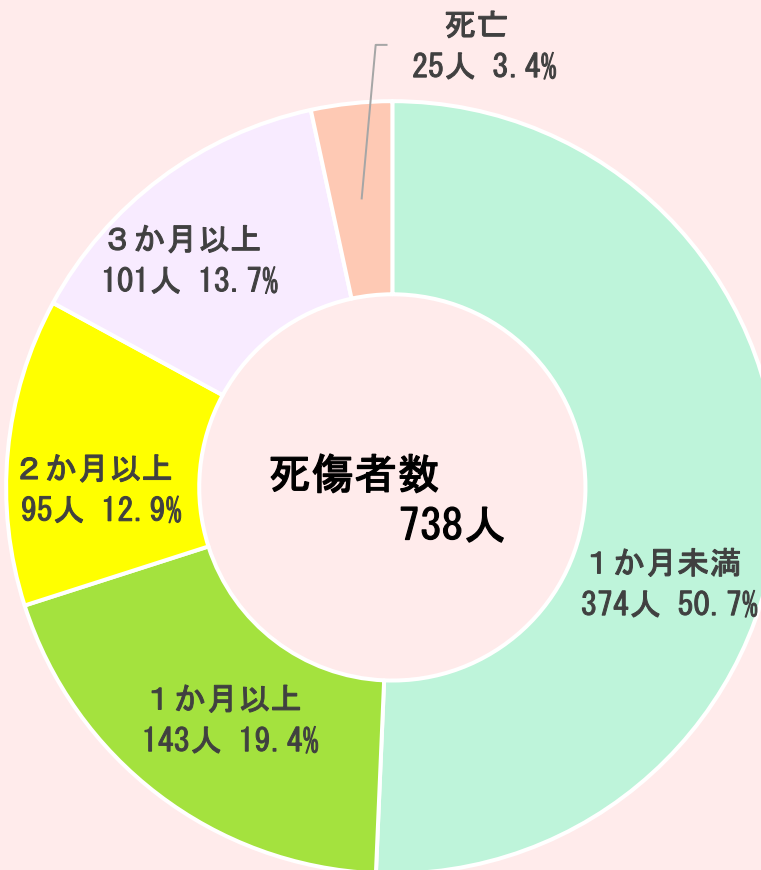
岩手県における交通労働災害発生状況 2

(平成28年からの10年間)

業種別発生状況

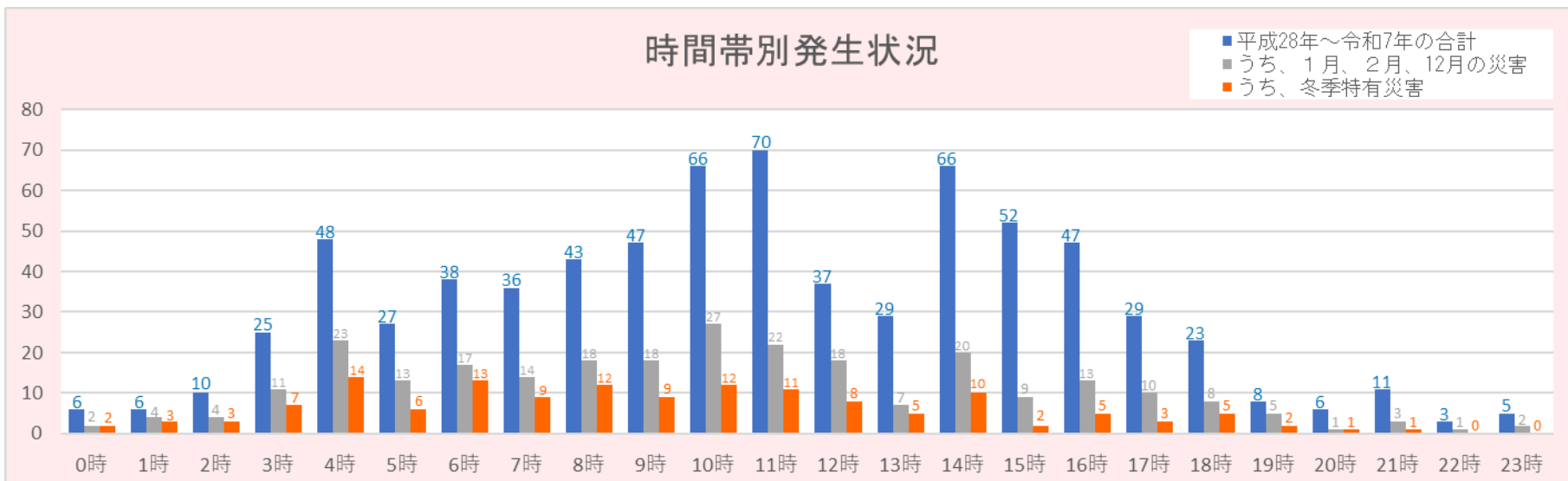
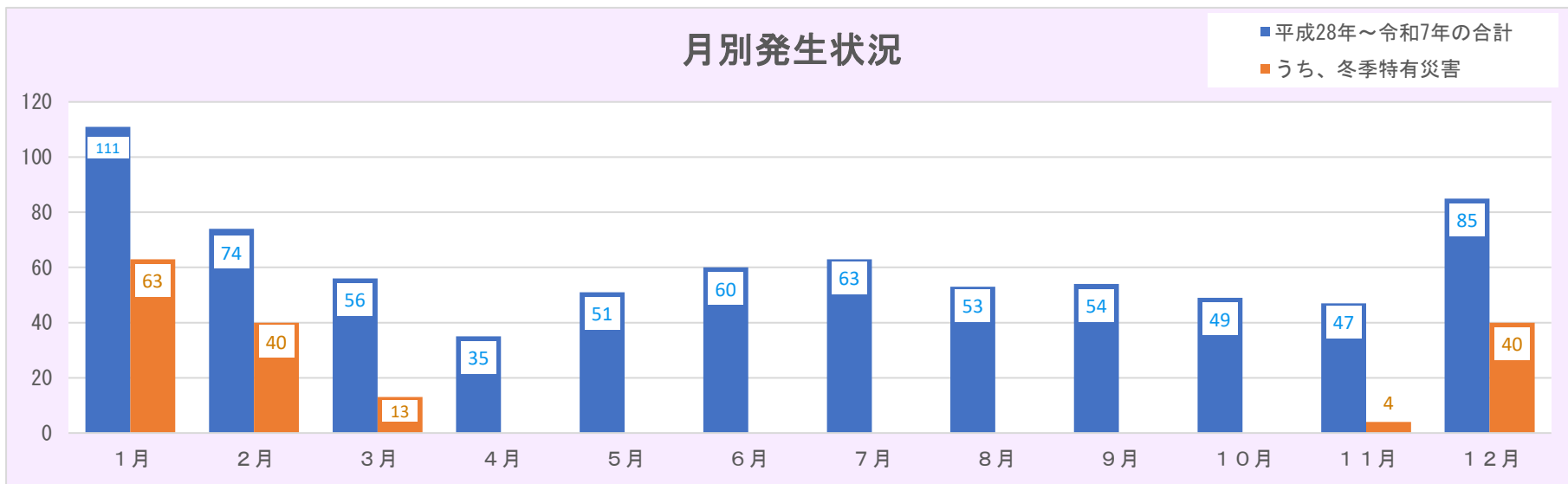


災害程度別発生状況



岩手県における交通労働災害発生状況 3

(平成28年からの10年間)



冬季特有災害とは、①凍結・風雪による車両事故(地吹雪による不良から発生したものを含む。) ②積雪・凍結による人の墜落・転落・転倒 ③雪崩

交通労働災害防止ガイドラインと安全運転管理者の責務の共通点

| 交通労働災害防止ガイドライン | 安全運転管理者の9つの基本業務 |
|----------------------|---|
| 1. 目的 | |
| 2. 交通労働災害防止のための管理体制等 | ②運行計画の作成 ③交替運転者の配置 |
| 3. 適正な労働時間等の管理、走行管理 | ⑤点呼等による安全運転の指示 ⑥運転前後の酒気帯びの確認 ⑦酒気帯び確認内容の記録 ⑧運転日誌の備付けと記録 |
| 4. 教育の実施 | ①運転者の適性等の把握 ⑨運転者の安全運転指導 |
| 5. 交通労働災害防止に対する意識の高揚 | 〔①運転者の適性等の把握 ⑨運転者の安全運転指導〕 |
| 6. 荷主・元請事業者による配慮 | 〔⑤点呼等による安全運転の指示 ⑥運転前後の酒気帯びの確認 ⑦酒気帯び確認内容の記録〕 |
| 7. 健康管理 | ④異常気象時等の安全運転の確保 |
| 8. その他 | |

交通労働災害防止ガイドライン

1. 目的

交通労働災害防止ガイドラインは、

- ◆交通労働災害防止のための管理体制の確立
- ◆適正な労働時間等の管理、走行管理
- ◆教育の実施
- ◆交通労働災害防止に対する意識の高揚
- ◆荷主・元請事業者による配慮
- ◆健康管理

などの積極的な推進により、交通労働災害の防止を図ることを目的としています。

(1) ガイドラインの対象

対象となる交通労働災害は、道路上と事業場構内での自動車と原動機付き自転車の交通事故による労働災害です。

(2) 事業者・運転者の責務

● 事業者の責務

労働者に自動車等の運転を行わせる事業者は、本ガイドラインを指針として、事業場での交通労働災害を防止しましょう。

● 労働者の責務

自動車等の運転を行う労働者は、交通労働災害防止するため、事業者の指示など、必要な事項を守り、事業者に協力して交通労働災害の防止に努めましょう。

2. 交通労働災害防止のための管理体制等

(1) 交通労働災害防止のための管理体制の確立

事業者は、安全管理者、運行管理者、安全運転管理者などの交通労働災害防止に係る管理者を選任し、役割、責任、権限を定め、管理者に対し必要な教育を行いましょ。

(2) 方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善

事業者は、安全衛生方針を表明し、目標を設定しましょ。目標を達成するため、労働時間の管理、教育を含む安全衛生計画を作成し、計画を実施し、評価・改善しましょ。

(3) 安全委員会における調査審議

安全委員会などで交通労働災害の防止について調査・審議をしましょ。

3. 適正な労働時間等の管理、走行管理 ①

(1) 適正な労働時間の管理、走行管理

- ◆ 疲労による交通労働災害を防止するため、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(以下、「改善基準告示」)を守り、適正な走行計画によって、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理をしましょう。
- ◆ 十分な睡眠時間を確保するために必要な場合は、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保などを行いましょう。

(2) 適正な走行計画の作成

次の事項を記載した走行計画を作成し、運転者に適切な指示をしましょう。

- ◆ 走行の開始・終了の地点、日時
- ◆ 運転者の拘束時間、運転時間と休憩時間
- ◆ 走行時に注意を要する箇所的位置
- ◆ 荷役作業の内容と所要時間(荷役作業がある場合のみ)
- ◆ 走行経路、経過地の出発・到着の日時の目安

運行記録計(タコグラフ)等を活用して乗務状況を把握しましょう。計画どおり走行できなかった場合は、原因を把握し、次回の走行計画の見直しを行い、運転者の疲労回復に配慮しましょう。

3. 適正な労働時間等の管理、走行管理 ②

(3) 点呼の実施とその結果への対応

- ◆ 疾病、疲労、睡眠不足、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務を開始させる前に点呼によって、報告を求め、結果を記録しましょう。
- ◆ 睡眠不足や体調不良などで正常な運転ができないと認められる場合は、運転業務に就かせないなど、必要な対策を取りましょう。

(4) 荷役作業を行わせる場合の対応

- ◆ 事前に荷役作業の有無、運搬物の重量などを確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょう。
- ◆ 荷役作業による運転者の身体負荷を減少させるため、適切な荷役用具・設備を備え付けましょう。
- ◆ 荷を積載するときは、最大積載量を超えない、偏荷重が生じないようにしましょう。

4. 教育の実施 ①

(1) 教育の実施

◆ 雇入れ時の教育

交通法規、改善基準告示などの遵守、睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群の適切な治療、体調の維持の必要性について教育を行いましょう。

必要に応じて、ベテランが添乗し、実地の指導をしましょう。

◆ 日常の教育

改善基準告示の遵守、十分な睡眠時間の確保、交通事故発生情報、デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーの記録などから判明した安全走行に必要な情報に関する事項、交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）、関係法令改正などについて教育を行いましょう。

また、自動車運転中の携帯電話等の使用禁止やカーナビ等の画面の注視の禁止についても教育を行いましょう。

4. 教育の実施 ②

◆交通危険予知訓練

イラストシート、写真などを使って、危険性を予知し、防止対策を立てることによって、安全を確保する能力を身につけさせる交通危険予知訓練を実施しましょう。

【教育訓練教材】

- 独立行政法人自動車事故対策機構 「危険予知トレーニングシート集」
- JAF 「実写版 危険予知・事故回避トレーニング」
- 全日本トラック協会 「ドライブレコーダ映像を活用したヒヤリハット集」
- 安全衛生情報センター 「交通災害事例・ヒヤリ・ハット」

(2) 運転者認定制度

教育指導の受講者、試験の合格者に対して、運転業務を認める認定制度を導入しましょう。

マイクロバス、ワゴンなどで労働者を送迎する場合は、十分技能がある運転者を選任しましょう。

5. 交通労働災害防止に対する意識の高揚 ①

(1) 交通労働災害防止に対する意識の高揚

ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催などにより、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょう。

(2) 交通ヒヤリマップの作成

交通事故の最も大きな原因の一つは、不注意や運転技能に対する過信です。人身事故となるような大きな事故も、かすった程度の小さな事故も、ヒヤリ・ハットしただけで事故にならなかった場合も、実はほんの紙一重の差に過ぎません。

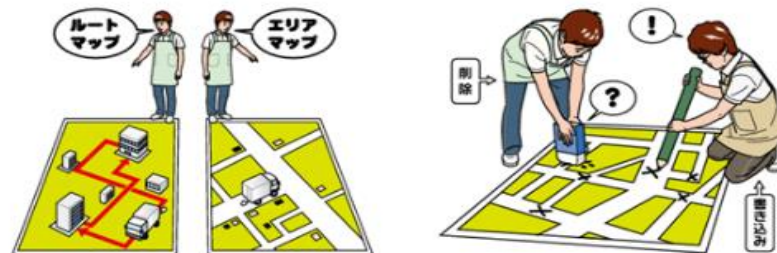
一人ひとりの貴重な体験をヒヤリ・ハット情報としてみんなの安全先取りのために活用すれば、安全対策は、もっと身近なものになり、安全運転に大きく貢献することになります。そのための手法が地図を活用した交通ヒヤリマップです。

(3) 交通ヒヤリマップの効果

- ア 交通ヒヤリマップをつくることによって「なぜヒヤッとしたのか、どこに問題があったのか」という危険に対する感受性を鋭くします。
- イ ミーティングでヒヤリ・ハットについて話し合うことにより、それまで一人のものでしかなかった危険情報が共有できます。
- ウ その結果、運転者一人ひとりの、適切な判断と運転行動に結びつけることができます。

5. 交通労働災害防止に対する意識の高揚 ②

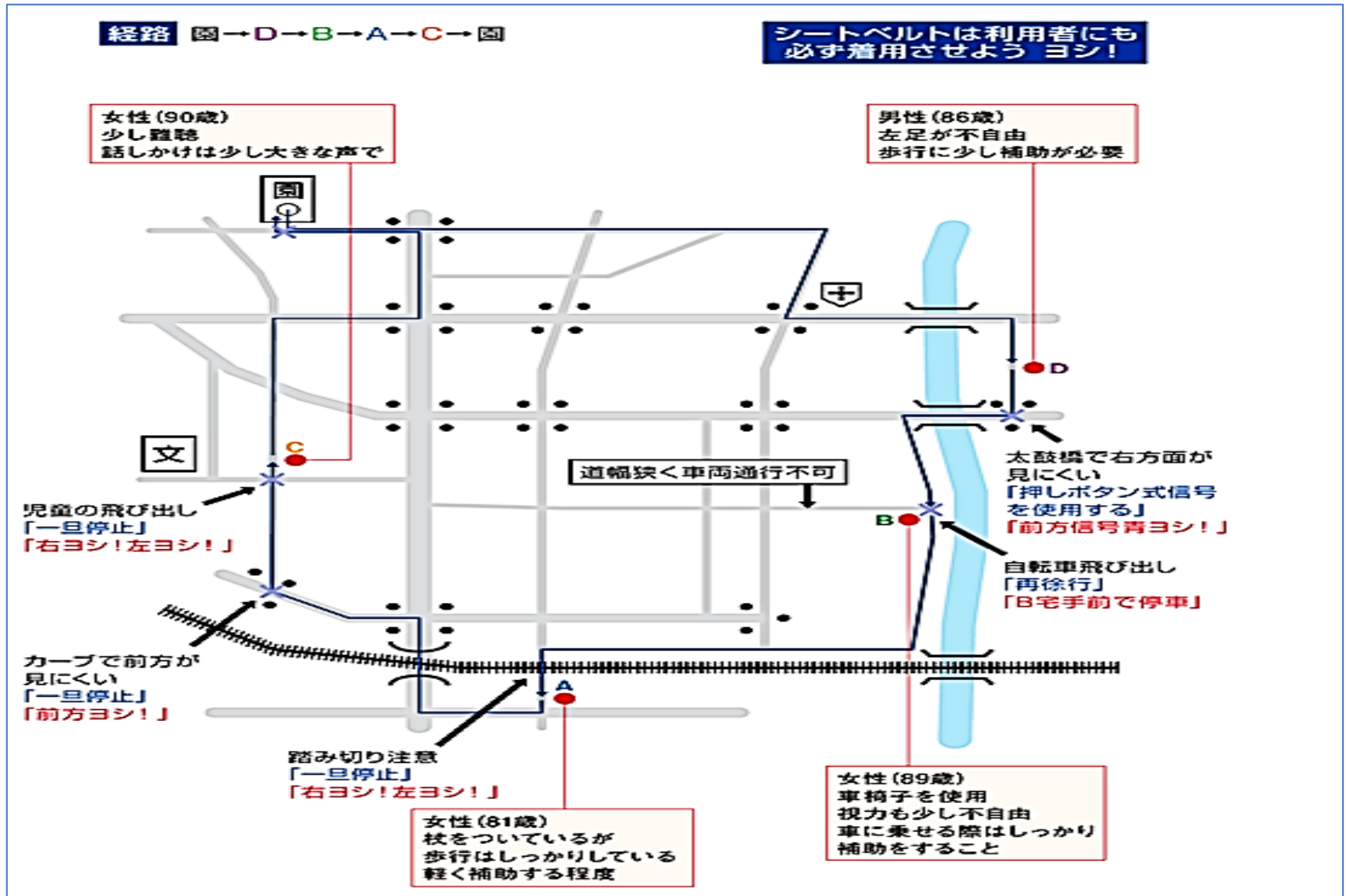
(4) 交通ヒヤリマップの作成・活用



- ア 交通ヒヤリマップは、「**ルートマップ**(**運転ルートに沿って記入**)」と「**エリアマップ**(**地域を決める**)」で使い分けます。それぞれ業務に合った交通ヒヤリマップを作成し、活用します。
- イ ルートマップは、業務用の順路図があればそれを使うか、白地図上にルートを示す線を引いてもよいでしょう。また、概略図を書き、進行経路は太い線で表して、信号などの記号を記入するなどして、自作しても構いません。地図が用意できたら、会社からルートに沿ってみんなでヒヤリ箇所や事故発生箇所を出し合っていきます。
- ウ マップを作成したら見直しをすることが大切です。運転中にヒヤリ・ハットを体験したら直ちに追加をします。3カ月毎に見直すと効果のあるものにできます。
- エ 管理者、責任者は、朝のミーティングの時などに交通ヒヤリマップを使って具体的に指示をします。
- オ 運転者は、出発前に交通ヒヤリマップに目を通し要注意箇所をしっかりと頭に入れます。

5. 交通労働災害防止に対する意識の高揚 ③

交通ヒヤリマップ参考例



6. 荷主・元請事業者による配慮

荷主と運送業の元請事業者は、交通労働災害防止を考慮した適切で安全な運行のため、事業者と協働して取り組みましょう。

- ◆ 荷主・元請事業者の事情による、直前の貨物の増量による過積載運行を防止しましょう。
- ◆ 到着時間の遅延が見込まれる場合、改善基準告示を守った安全運行が確保されるよう、到着時間の再設定、ルート変更を行いましょう。
- ◆ 荷主・元請事業者は、改善基準告示に違反し、安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしましょう。
- ◆ 荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定をし、荷主の敷地内で待機できるようにしましょう。
- ◆ 敷地内の通路(道路)の整備、除雪、凍結部分を解消しましょう。

7. 健康管理

(1) 健康診断

運転者について健康診断を確実に実施し、保健指導をしましょう。

所見が認められた運転者には、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、適切な対応をしましょう。

(2) 面接指導等

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者については、面接指導とともに、労働時間の短縮などの適切な対応をしましょう。

(3) 心身両面にわたる健康の保持増進

事業場での健康の保持、増進に努めましょう。

(4) 運転時の疲労回復

運転者に対して、ストレッチなどで運転時の疲労回復に努めるよう指導しましょう。

8. その他

(1) 異常気象などの対応

異常気象や天災の場合は、安全を確保するため、走行の中止や一時待機など、運転者に必要な指示をしましょう。

(2) 自動車の点検

事業者は走行前に必要な点検をして、異常があった場合は、直ちに補修などの措置を取りましょう。

(3) 自動車に装着する安全装置等

自動車に必要な安全装置を整備しましょう。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」のリーフレットは、厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html> に掲載されています。



岩手労働局 第14次労働災害防止計画 ①

計画の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日



8つの重点対策

各重点対策の具体的取組事項についてはホームページ「健康安全課担当ページ」をご覧ください
 (https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anei.html#AE1)

| | |
|--|--|
| <p>① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発</p> <p>社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進</p> | <p>⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進</p> |
| <p>② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</p> | <p>⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進</p> <p>陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業</p> |
| <p>③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進</p> | <p>⑦ 労働者の健康確保対策の推進</p> <p>メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動</p> |
| <p>④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</p> | <p>⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進</p> <p>化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線</p> |

岩手労働局 第14次労働災害防止計画 ②

計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）により効果検証を行う。

| アウトプット指標 | アウトカム指標 |
|--|--|
| 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ 転倒災害対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする ➢ 卸売・小売業、医療・福祉業の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする ➢ ノーリフトケアを導入している介護事業場の割合を増加させる | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 転倒の死傷年千人率の増加に歯止めをかける ➢ 転倒による平均休業見込日数を40日以下とする ➢ 社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を減少させる |
| 高齢労働者の労働災害防止対策の推進 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 60歳代以上の死傷年千人率の増加に歯止めをかける |
| 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を50%以上とする | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外国人労働者の死傷年千人率を全体平均以下とする |
| 業種別の労働災害防止対策の推進 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主を含む。)の割合を45%以上とする ➢ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を85%以上とする ➢ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を60%以上とする ➢ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を50%以上とする | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 陸上貨物運送事業の死傷者数を5%以上減少させる ➢ 建設業における死亡者数を15%以上減少させる ➢ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を5%以上減少させる ➢ 林業の死亡者数を15%以上減少させる |

○ 「安全決意宣言」活動

労働災害防止の取組の実効をあげ、労働災害を減少させるためには、各職場において、経営者と管理者、労働者が安全意識を共有し、一丸となって取り組んでいくことが不可欠です。

このため、各事業場において、経営者自らが労働安全に取り組む決意を宣言することにより労働災害防止の姿勢を示し、これを職場に掲示することにより、事業場全体の安全意識が高揚され、自主的な労働災害防止活動が促進されます。



活動実施要綱

「安全決意宣言」様式



○ 転倒防止対策の推進について

| 「つまづき」等による転倒災害 | | | 「滑り」による転倒災害 | | |
|----------------|--|---|-------------|-----------------------------------|---|
| | 原因 | 対策 | | 原因 | 対策 |
| □ | 何も無いところでもつまづいて転倒、足がもつれて転倒(27%) | 転倒や怪我をしにくい 身体づくり のための運動プログラム等の導入 | □ | 凍結した通路等で滑って転倒(25%) | 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する |
| □ | 作業場・通路に放置された物につまづいて転倒(16%) | バックヤード等も含めた 整理、整頓 (物を置く場所の指定)の徹底 | □ | 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒(19%) | 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底) |
| □ | 通路等の凹凸につまづいて転倒(10%) | 敷地内(特に従業員用通路)の 凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険)を確認し、 解消 | □ | 水場(食品加工場等)で滑って転倒(16%) | 滑りにくい履き物の使用(労働安全衛生規則第558条) 防滑床材・防滑グレーチング 等の導入、摩耗している場合は再施工 隣接エリアまで濡れないよう処置 |
| □ | 作業場や通路以外の障害物(車止め等)につまづいて転倒(8%) | 適切な通路の設定 敷地内駐車場の車止めの「見える化」 | □ | 雨で濡れた通路等で滑って転倒(15%) | 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う |
| □ | 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒(8%) | 設備、什器等の角の「見える化」 | | | |
| □ | 作業場や通路のコードなどにつまづいて転倒(7%) ※引き回した労働者が自らつまづくケースも多い | 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる | | | |



厚生労働省HP「職場のあんぜんサイト」
転倒災害防止対策の推進について



○ STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場における熱中症予防対策を徹底するため、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」(4月 準備期間)を実施しています。

「STOP！熱中症
クールワーク
キャンペーン」



職場における
熱中症防止
のための
ガイドライン



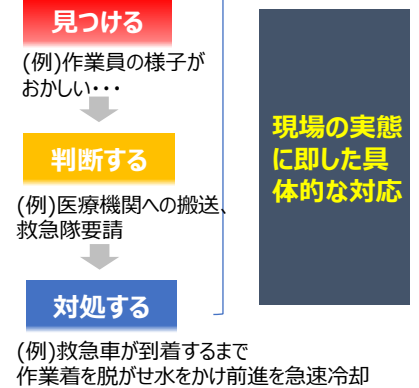
熱中症予防
のための情報
資料サイト



○ 「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」が定められました。(令和8年3月18日)

| | | | |
|----------------|----------------------|----------|--|
| 1 労働衛生管理体制の確立等 | (1)各種管理者等の選任と役割 | 3 作業管理 | (7)業種・作業別の対応例 |
| | (2)作業手順・作業計画の策定 | 4 健康管理 | (1)健康診断結果に基づく対応 |
| | (3)報告体制の整備・手順等の作成・周知 | | (2)日常の健康管理等 |
| 2 作業環境管理 | (1)暑さ指数(WBGT)の低減等 | 5 労働衛生教育 | (3)作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認 |
| | (2)休憩場所の整備等 | | ①熱中症予防管理者、②職長等作業指揮者向け、 ③作業従事者向け労働衛生教育 |
| 3 作業管理 | (1)作業時間の短縮等 | 6 異常時の措置 | 異常時の措置 |
| | (2)暑熱順化 | 7 その他 | (1)実施時期 |
| | (3)プレクーリング | | (2)「スポットワーク」を諒する労働者 |
| | (4)水分及び塩分の摂取 | | (3)注文者・作業場所管理事業者による配慮 |
| | (5)服装による身体冷却 | | (4)労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について |
| | (6)作業中の巡視 | | |

熱中症対応の基本的な考え方



○ 治療と就業の両立支援

がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝疾患、その他難病など

…もう働けない…**そうではありません！**

今は**診療技術や治療方法の進歩**などにより、労働者が病気になったからと言って、すぐに離職しなければならぬという状況が必ずしも当てはまらなくなってきました。

でも、以前と同じようにはいかないし、通院もあるし…



だからこそ、「**両立支援**」が必要なんです！

治療と仕事の両立について
→ 厚生労働省HPへ



事業者のメリット

- 労働者の「健康確保」の増進
- 継続的な人材の確保
- 労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- 「健康経営」の実現
- 多様な人材の活用による組織や事業の活性化

労働者のメリット

- 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- 治療を受けながらの仕事の継続
- 安心感やモチベーションの向上
- 収入を得ることができる
- 働くことによる社会への貢献

など

第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組む必要がある。

(1) 安全衛生管理体制の確立等

- **経営トップによる方針表明及び体制整備**
 - ・ 経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
 - ・ 高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- **高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
 - ・ 高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

(2) 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入**
 - ・ 高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- **高齢者の特性を考慮した作業管理**
 - ・ 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

(3) 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**
 - ・ 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- **体力の状況の把握**
 - ・ 高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- **健康や体力の状況に関する情報の取扱い**
 - ・ 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

(4) 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置**
 - ・ 健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- **高齢者の状況に応じた業務の提供**
 - ・ 高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
 - ・ 高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点から踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
 - ・ 高齢者の治療と仕事の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
 - ・ 集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
 - ・ 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

(5) 安全衛生教育

- **高齢者に対する教育**
 - ・ 法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- **管理監督者等に対する教育**
 - ・ 管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

高齢労働者の労働災害防止のための指針
令和8年2月10日 公示第1号



ご清聴いただき
ありがとうございました。

岩手労働局/各種法令・制度・手続き/安全衛生関係/安全対策/共通安全対策
https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen.html

